令和８年度 第１回中央区協議会
(代表会)
会議資料①

【協議事項】

ア　会長及び副会長の選任について【区振興課】　Ｐ．１

【報告事項】

ア　令和８年度区政運営方針について【区振興課】　Ｐ．５

イ　令和８年度のパブリック・コメント（パブコメ）の取扱いについて【区振興課】　Ｐ．７

【地域分科会からの報告事項（付託事項）】

（１）協議事項案件について　Ｐ.13

（２）パブリック・コメント（パブコメ）案件について　Ｐ.17

令和８年５月１４日開催

中央区協議会
(代表会)

協議－ア

第９号様式

区　協　議　会

区　　分	□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項
件　　名	会長及び副会長の選任について
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	会長及び副会長の選任は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例により「会長及び副会長１人を置く」とし、「互選により定める」と規定している。 また、互選の方法は、中央区協議会（中央区代表会）会議運営要綱により「代表会で協議して定める」と規定している。
対象の区協議会	中央区協議会（中央区代表会）
内　　容	浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第 18 条第１項及び第 19 条第１項の規定に基づき、中央区代表会の会長及び副会長を選任するもの。 ◆浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（抜粋） （代表会の会長及び副会長） 第 18 条　代表会に会長及び副会長１人を置く。 ２　代表会の会長及び副会長の任期は、区協議会委員の任期による。 ３　会長は、代表会の事務を掌理し、代表会を代表する。 ４　副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 （代表会の会長及び副会長の選任及び解任） 第 19 条　会長及び副会長は、代表会委員の互選により定める。 以下略 ◆中央区協議会（中央区代表会）会議運営要綱（抜粋） （会長及び副会長の互選の方法） 第２条　会長及び副会長の互選の方法は、代表会で協議して定める。
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	－
担当課	中央区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

（１）協議事項

ア　会長及び副会長の選任について

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成 18 年浜松市条例第 78 号）第 18 条第１項及び第 19 条第１項の規定に基づき、中央区代表会の会長及び副会長を選任する。

役職	氏　　名
会長	
副会長	

【参考】

◆浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（抜粋）

（代表会の会長及び副会長）
第 18 条　代表会に会長及び副会長１人を置く。
２　代表会の会長（以下この章において「会長」という。）及び副会長（以下この章において「副会長」という。）の任期は、区協議会委員の任期による。
３　会長は、代表会の事務を掌理し、代表会を代表する。
４　副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（代表会の会長及び副会長の選任及び解任）
第 19 条　会長及び副会長は、代表会委員の互選により定める。
以下略

◆中央区協議会（中央区代表会）会議運営要綱（抜粋）

（会長及び副会長の互選の方法）
第２条　会長及び副会長の互選の方法は、代表会で協議して定める。

報告－ア

第９号様式

区　協　議　会

区　　分	□諮問事項　　□協議事項　　■報告事項
件　　名	令和８年度区政運営方針について

事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	○背景 区民の皆様とともに地域の課題を解決し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを進めるために、区長が区政運営に当たっての基本的な方針、区の取組課題等を区政運営方針として毎年度公表している。 令和８年度区政運営方針の策定に当たっては、中央区代表会及び各地域分科会で協議を重ねてきた。
対象の区協議会	中央区協議会（代表会）
内　　容	令和８年度中央区区政運営方針を策定したため、報告するもの。 詳細は、別冊「令和８年度中央区区政運営方針」参照。
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	
担当課	中央区区振興課

第９号様式

報告－イ

区　協　議　会

区　　分	□諮問事項　　□協議事項　　■報告事項
件　　名	令和８年度のパブリック・コメント(パブコメ)の取扱いについて
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	・区協議会における、パブコメに関する運用は次のとおり。(令和７年度から変更なし) **パブコメの運用区分** ①原則として、概要版の配付による情報提供を行う。 ただし、以下②、③の場合は区協議会での説明を行う。 ②パブコメ実施課の判断によって意見を聴取する必要がある場合。 ③区協議会から求められた場合。(ただし、説明は代表会又は地域分科会のどちらか一方) ・令和７年度は、運用区分③について、地域分科会での協議を踏まえ区協議会として取り扱いを決定した。
対象の区協議会	中央区協議会（中央区代表会）
内　　容	・令和８年度のパブコメを令和７年度と同様に取扱うことを報告するもの。 (1)令和８年度のパブコメは別紙１「令和８年度パブリック・コメント一覧表」のとおり。 (2)代表会にて、運用区分③としたい案件について、各地域分科会で協議することを決定。 (3)各地域分科会の協議を踏まえ、別紙２「フローチャート」に基づき案件ごとの取扱いを決定。 (4)今後、追加でパブコメ案件が発生した場合は、同様に地域分科会で協議したうえで、取扱いを決定。 (今後の流れ) **５月代表会**：パブコメ一覧表の確認。運用区分③について地域分科会で協議することを確認。 ▼ **５～６月地域分科会**：パブコメ一覧表の確認。運用区分③としたい案件を決定。 ▼ **７月代表会（事務局）**：各地域分科会の意向に基づき案件ごとの取扱いを、別紙２「フローチャート」により報告。 ▼ **７月～**：各協議会においてパブコメ実施課による説明又は資料配布。(日程は事務局と調整)
備　考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	―
担当課	中央区区振興課

別紙１

①概要版資料提供
②パブコメ実施課の意向による説明
③区協議会（地域分科会）の意向による説明

令和８年度パブリック・コメント一覧

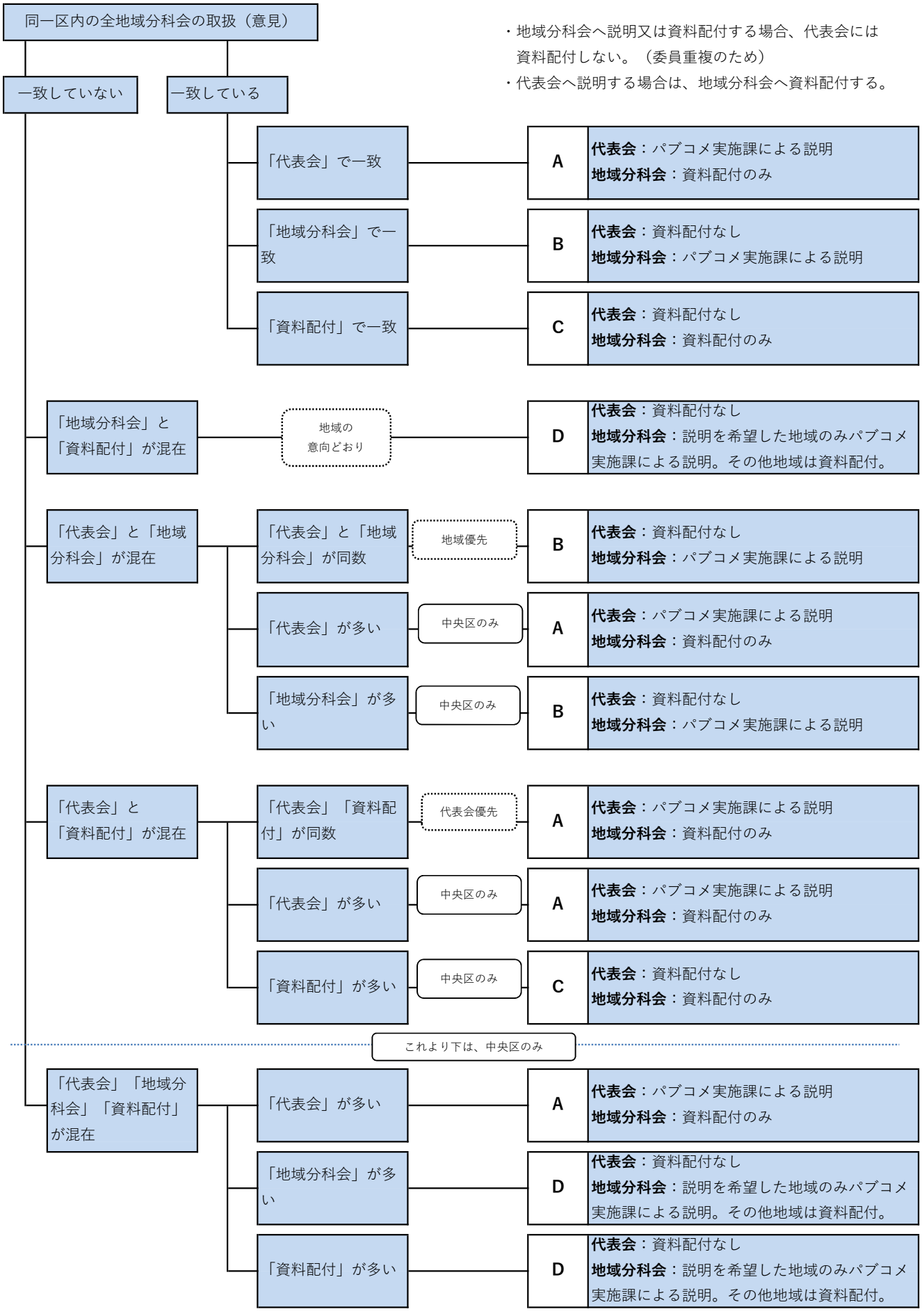
No.	① 件名	② 担当課	③ 意見募集期間	④ 結果等公表時期	⑤ 施行時期	⑥ 対象地域	⑦ 概要		⑧担当課による説明								
									中央区					浜名区			天竜区協議会
									代表会	地域分科会				代表会	地域分科会		
										中	東	西	南		北	浜北	
1	（仮称）浜松市こどもの権利条例	こども若者政策課	7月	11月	令和9年4月	市全域	児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、こどもの権利を保障する基本的な事項、それぞれの立場の責務、侵害されたこどもの権利の回復を図る救済委員会の設置などを規定し、全てのこどもが健やかで幸せに成長できるまちを実現するために制定する条例です。	対応									
								開催日									
2	市街化調整区域における開発許可制度の運用基準　市街化調整区域の許可基準	土地政策課	7月～8月	11月	令和9年4月	市街化調整区域（全区の一部）	本基準は、都市計画法に定める市街化調整区域における開発行為等の規制について、取り扱い基準を定めるもの。 今回は、都市計画マスタープランに示す将来都市構造の実現に向けた都市全体の土地利用計画制度の運用方針として、新たに策定された土地利用方針に即して基準を改訂するもの。	対応									
								開催日									
3	浜松市市街化調整区域における開発区域等を定める条例	土地政策課	7月～8月	11月	令和9年4月	市街化調整区域（全区の一部）	本条例は、都市計画法に基づき、市街化調整区域における開発行為及び建築等の許可の基準に関し必要な事項を定めるもの。 今回は、都市計画マスタープランに示す将来都市構造の実現に向けた都市全体の土地利用計画制度の運用方針として、新たに策定された土地利用方針に即して改訂するもの。	対応									
								開催日									
4	第12次浜松市交通安全計画	道路企画課	9月	11月	令和8年12月	市全域	交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月に交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定され、これに基づき本市においても昭和46年以降11次にわたり交通安全計画を策定し、関係機関・団体と一体となり安全対策を実施してきた。 本計画は浜松市内の陸上交通の安全対策の大綱としての位置づけ。	対応									
								開催日									
5	はままつ友愛の高齢者プラン	高齢者福祉課 介護保険課	11月	2月	令和9年3月	市全域	高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施を図るための総合的な指針として、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、認知症施策推進計画を一体的に策定した「はままつ友愛の高齢者プラン(R9-R11)」を作成する。	対応									
								開催日									
6	第8期障がい福祉実施計画・第４期障がい児福祉実施計画	障害者政策課	11月～12月	令和9年2月	令和9年4月	市全域	・障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、障害福祉サービス等の見込量やサービス提供体制の確保に係る目標を定めるもの。 ・現行計画が令和８年度で終了することから、令和９年度から令和１１年度までの３年間の計画を策定する。	対応									
								開催日									

フローチャート

別紙2

※資料配付の考え方

・地域分科会へ説明又は資料配付する場合、代表会には資料配付しない。（委員重複のため）
・代表会へ説明する場合は、地域分科会へ資料配付する。



（西地域分科会）付託事項に係る報告（令和８年５月）

<table>
<tr><td>件名</td><td colspan="2">馬郡運動広場の有料化について</td><td>開催月</td><td>令和８年３月</td></tr>
<tr><td>内容</td><td colspan="4">○背景
・昭和 59 年に供用が開始され、主な利用者は小学生のスポーツ団体及び
隣接の湖南高校サッカー部が年間通じて利用。
○現状
・グラウンド　約 15,000 ㎡（サッカー　２面）
・トイレやバックネットなどの設備の老朽化が進み改修費が増加。
・施設北側ふれあい交流センター湖南敷地への飛球により物損被害が発生し、
安全対策にかかる設備投資が必要。
○内容
・現在は、無料であるグラウンドを有料とする。（駐車場は無料）
・料金設定　１面につき２時間 1,230 円　※同種同規模の雄踏グラウンドと同額
・時期　令和９年４月から　　※次期指定管理者更新を機に実施</td></tr>
<tr><td>所管課</td><td colspan="4">スポーツ振興課</td></tr>
<tr><td rowspan="5">質問
・
回答</td><td colspan="2">委員からの主な質問内容</td><td colspan="2">担当課回答（要旨）</td></tr>
<tr><td colspan="2">１　利用者は有料化について知っているのか。</td><td colspan="2">１　利用団体に事前説明をしている。</td></tr>
<tr><td colspan="2">２　県立湖南高校の利用に関して県教育委員会と協議しているか。</td><td colspan="2">２　県立湖南高校については、副校長及びサッカー部顧問に説明し、「やむを得ない」との回答を得ている。</td></tr>
<tr><td colspan="2">３　部活動の地域展開に伴う利用については考えているのか。</td><td colspan="2">３　部活動の地域展開にあたり、活動場所は学校施設を考えているが、影響が出ないよう市教委とも連携する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">４　年間の利用料はどのくらいを見込んでいるのか。</td><td colspan="2">４　現在の利用状況をもとに、年間 100 万円程度と見込んでいる。</td></tr>
</table>

【令和８年３月４日】
中央区協議会（西地域分科会）資料

第９号様式

区　協　議　会

区　　分	□諮問事項　■協議事項　□報告事項				
件　　名	馬郡運動広場の有料化について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	１背景・現状 ・昭和 59 年供用開始、利用料金は無料。 ・主な利用者は小学生のソフトボールやサッカー団体。 隣接の湖南高校サッカー部は年間を通じて利用している。 ２課題 ・施設供用開始から 42 年が経過し、トイレやバックネットなどの設備の改修費が増加。 ・施設北側ふれあい交流センター湖南敷地への飛球により、物損被害が発生し、安全対策にかかる設備投資が必要。 ３施設概要 ・住所　中央区馬郡町 3785 番地の 1（湖南高校の東側） ・規模　グラウンド約 15,000 ㎡ サッカー1 面、小学生ソフトボール 4 面 ・管理　指定管理者（浜松市スポーツ協会グループ） ・実績　利用者数　R6:39,474 人（R5:39,173 人） ４参考（雄踏グラウンド） 約 13,000 ㎡、利用者数　R6:30,518 人（R5:31,762 人） 利用料金　1 面につき 2 時間 820 円 ※同種施設との料金差異の解消のため、令和 9 年 4 月から 1 面につき 2 時間 1,230 円へ改定予定				
対象の区協議会	西地域分科会				
内　　容	１有料化区分 グラウンド（駐車場は無料） ２料金設定 1 面につき 2 時間 1,230 円 ※同種同規模の雄踏グラウンドと同額 ３時期 令和 9 年 4 月から ※次期指定管理者更新を機に実施				
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	令和 8 年 5 月の市議会定例会において、浜松市運動広場条例の一部改正を提案予定				
担当課	スポーツ振興課	担当者	鈴木一隆	電話	457-2421

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

（中・東・西地域分科会）付託事項に係る報告（令和８年５月）

<table>
<tr><td>件名</td><td colspan="2">浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）のパブリック・コメントの実施について</td><td>開催月</td><td>令和８年３月</td></tr>
<tr><td>内容</td><td colspan="4">〇背景
・ 浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（市行動計画）は平成 26(2014)年 3 月に策定した。
・ 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和 6(2024)年 7 月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画、令和 7(2025)年 3 月に静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画が全面改定されたことを受け、市行動計画の改定を行う。
〇内容
・ 本計画は、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した際、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう、市としての平時の準備や感染症発生時の対策内容を示すもの。</td></tr>
<tr><td>所管課</td><td colspan="4">保健総務課</td></tr>
<tr><td rowspan="4">質問・回答</td><td colspan="2">委員からの主な質問内容</td><td colspan="2">担当課回答（要旨）</td></tr>
<tr><td colspan="2">１　質疑なし【中地域】</td><td colspan="2">１　―</td></tr>
<tr><td colspan="2">２　市行動計画において、自治会に求められる役割はあるか。【東地域】</td><td colspan="2">２　自治会に対して何らかの役割を求めるというよりも、一般的に市民に対して基本的感染症対策の徹底や正確な情報の収集、デマへの注意等の協力を求めることとなる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">３　新型コロナウイルス対応の課題を踏まえて、改定案を作ったという認識でよいか。【西地域】</td><td colspan="2">３　お見込みのとおりである。対応の反省や課題等を改定に生かしている。</td></tr>
</table>